

大阪府建設工事競争入札参加資格審査における等級区分等の見直しについて

大阪府が発注する建設工事の競争入札参加資格審査における等級区分等について、次のとおり見直すこととし、平成25・26年度の入札参加資格審査(登録)から適用します。

特に、工事の種類別の等級区分については、工事発注件数が減少していますので、入札に参加できる機会を増やすため一部統合し、それに伴い等級区分評点及び工事金額を変更しています。

■工事の種類別の等級区分及び工事金額

工事の種類	等級	平成25年度		等級	平成24年度	
		等級区分評点	工事金額		等級区分評点	工事金額
土木一式工事	AA	1410以上	13億5000万円以上	AA	1410以上	13億5000万円以上
	A	1150～1409	3億5000万円以上 13億5000万円未満	A	1150～1409	3億5000万円以上 13億5000万円未満
	B	900～1149	9000万円以上 3億5000万円未満	B1	1015～1149	1億8000万円以上 3億5000万円未満
	C	750～899	2000万円以上 9000万円未満	B2	825～1014	9000万円以上 1億8000万円未満
	D	749以下	2000万円未満	C	710～824	9000万円未満
				D	709以下	2000万円未満
建築一式工事	AA	1370以上	8億円以上	AA	1370以上	8億円以上
	A	1120～1369	6億円以上 15億円未満	A	1120～1369	6億円以上 15億円未満
	B	840～1119	1億8000万円以上 6億円未満	B1	945～1119	3億5000万円以上 6億円未満
	C	730～839	5000万円以上 1億8000万円未満	B2	840～944	1億8000万円以上 3億5000万円未満
	D	729以下	5000万円未満	C	730～839	5000万円以上 1億8000万円未満
				D	729以下	5000万円未満
電気工事 管工事	A	1070以上	2億円以上	A	1070以上	2億円以上
	B	785～1069	5000万円以上 2億円未満	B1	915～1069	1億円以上 2億円未満
	C	725～784	2000万円以上 5000万円未満	B2	785～914	5000万円以上 1億円未満
	D	724以下	2000万円未満	C	725～784	2000万円以上 5000万円未満
				D	724以下	2000万円未満
舗装工事	A	900以上	2500万円以上	A	900以上	1000万円以上
	B	780～899	1000万円以上 2500万円未満	B	780～899	1000万円以上 2500万円未満
	C	779以下	1000万円未満	C	779以下	1000万円未満

※等級区分評点＝経営事項審査結果の総合評定値(P点)＋地元点(100点)＋福祉点(8点)

- ・地元点は、府内業者(大阪府の区域内に建設業法施行規則第6条の主たる営業所を置く者)に加算
- ・福祉点は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する法定雇用率を達成している者に加算

(注)地元点、福祉点は加算条件を満たす者であって、希望する場合に加算